新潟県条例第34号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

（占用料の減免）

第３条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 政令第11条の９第１項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用

(2)～(7)　（略）

別表（第２条関係）

占用物件				占用料		
				単位	所在地	
					市	町村
（略）						
法第32条第１項第２号に掲げる物件	（略）			（略）	（略）	（略）
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	3	2
			その他のもの		10	7
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	770	600
		その他のもの	上空に	占用面積１平	480	370

改正前

（占用料の減免）

第３条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 政令第11条の８第１項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用

(2)～(7)　（略）

別表（第２条関係）

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			市	町村
（略）				
法第32条第１項第２号に掲げる物件	（略）	（略）	（略）	（略）

			設けるもの	方メートルにつき１年		
			地下に設けるもの		290	220
	その他のもの				960	750
法第32条第１項第４号に掲げる施設				（略）		
（略）						
（略）						

備考　（略）

法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設		（略）		
（略）				
（略）				

備考　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。